

いきいきやしお写真館

ワークショップ成果発表会



4月19日、八潮市都市計画マスタープラン策定ワークショップ成果発表会が開催されました。昨年11月から3月までの間に、八条・潮止・八幡の3地区で行われたワークショップにおいて取りまとめた意見を各地区の参加者のみなさんに発表していただきました。

春の全国交通安全運動出陣式



4月6日、春の全国交通安全運動出陣式がフレスポ八潮の駐車場で行われました。関係団体の方々や市民の皆さん約400人の参加のもと、交通安全を祈願して和太鼓演奏、ハーレーダビッドソンパレードが行われたほか、交通安全体験などの催しが行われました。

円空作木造千手観音立像開帳



4月15日から17日、八条の大経寺で県指定文化財「円空作木造千手観音立像」が6年ぶりに開帳されました。県内でも最大級の仏像を一目見ようと市内外から大勢の人が見学に訪れ、「観音様のやさしい表情に癒される」などの感想が聞かれました。

八潮市の人口が8万人を突破



八潮市の人口が、3月31日に8万人に達しました。記念すべき8万人目となったのは、八潮七丁目の齋藤伸幸さん優子さんご夫妻の第2子として3月18日に生まれた愛夢(あゆ)ちゃんです。4月6日に愛夢ちゃんをご家族をお迎えし、市長から8万人目の認定証と記念品・花束が贈られました。

ふれあい福祉コーナー

児童手当の手続きを！

児童手当制度には、所得制限がありますが、平成20年5月の受け付けから、平成19年中の所得による判定に変わります。
現在、手当を受給していない方でも対象となる場合がありますので、所得など支給要件をご確認のうえ、認定請求の手続きをお願いします。

支給要件
平成8年4月2日以降に生まれたお子さんを養育している方で、所得が限度額未満であること(所得限度額一覧表参照)。
支給額(月額)
3歳未満の児童 一律10,000円
3歳以上の児童
第1子 5,000円
第2子 5,000円
第3子以降 10,000円
支給時期
毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までが支払われます。
※就職(厚生年金への加入)や扶養人数の変更、修正申告などによって手当の対象になる場合があります。
※児童手当では、支給対象になるのがその翌月からになるため、速やかに手続きをしてください。

●特別給付を受けている方(国民年金加入者の限度額以上で厚生年金等加入者の限度額未満の方)は、退職などで厚生年金等の加入者でなくなったときに手当の受給資格もなくなりますので、必ず届け出てください。届け出が遅れますと、手当を返納していただくこととなりますのでご注意ください。
○平成19年中の所得から、8万円(法定控除)と各種控除額(医療費、障がい者、寡婦など)を差し引いた後の額が、表の限度額未満であることが受給するための条件となります。
※給与収入の場合の所得とは、給与所得控除後の金額を指します。
子育て支援課 ☎209

所得限度額一覧表

扶養親族の人数	国民年金加入者・年金未加入者	厚生年金等加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円



平成20年度全国高等学校総合体両大会 (インターハイ) 千葉県代表08埼玉総体 ハンドボール競技(女子) 7月29日~31日 インターハイハンドボール競技(女子)が行われます。応援をお願いします。

平成20年7月29日~31日 八潮市総合体育館 (エイトアリーナ)